

指定病院及び指定老人ホーム等指定 施設における不在者投票事務ノート

令和7年8月3日執行

仙台市長選挙及び仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）用

仙台市選挙管理委員会

目 次

1	不在者投票制度について	1
2	不在者投票をすることができる者	1
3	不在者投票をすることができる期間及び時間	1
4	不在者投票管理者	2
5	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法	3
6	投票用紙及び不在者投票用封筒の交付	4
7	投票記載所	4
8	不在者投票の方法	5
9	不在者投票の送致	7
10	投票用紙及び不在者投票用封筒の返還	7
11	郵便等による不在者投票	7
12	選挙運動の制限	8
13	不在者投票特別経費の請求	8

〔参 考〕

1	別記第1号様式 不在者投票請求依頼書（記載例）	9
2	別記第2号様式 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書（記載例）	10
3	別記第3号様式 不在者投票者内訳（記載例）	12
4	不在者投票用封筒（外封筒・内封筒）	14
5	不在者投票用封筒外封筒（記載例）	15
6	投票記載所（例）	18
7	別記第4号様式 不在者投票特別経費の請求書（記載例）	19
8	別記第5号様式 受領に関する委任状（記載例）	20

1 不在者投票制度について

不在者投票制度は、選挙の当日、正当な理由によって投票所に行って投票することができない選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前あらかじめ投票することができる制度です。

この不在者投票制度については、公職選挙法及び公職選挙法施行令において極めて詳細に規定されています。

その理由は、投票日の前に投票するという例外的な取扱いのため、不正の混入を避け、その濫用を防止しようという配慮から、個々の手続きを綿密に規定し、その厳格性を保持することによって選挙の公正を確保しようとするためです。

2 不在者投票をすることができる者

仙台市の区の選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている者で、

(1) 指定病院にあっては

入院中の者で、投票日当日、疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害又は産褥にあるため歩行が困難であると見込まれる者。

なお、入院患者の付添人は指定病院での不在者投票はできないので注意してください。

(2) 指定老人ホーム及び指定身体障害者支援施設にあっては

入所中の者で、投票日当日、疾病、負傷、老衰又は身体の障害のため歩行が困難であると見込まれる者。

(3) 刑事施設等及び少年院等にあっては

刑事施設、労役場、監置場及び警察留置場に収容中の者（未決勾留されている刑事被告人及び被疑者、拘留の刑を執行されている者及び国際受刑者移送法第2条第9号に規定する受入受刑者若しくは監置に処せられた者、いわゆる選挙犯罪又は政治資金規正法に定める犯罪以外の犯罪により罰金の刑又は科料の刑に処せられ、これを完納することができないために労役場に留置されている者若しくは監置場に留置されている者をいう。）及び少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容中の者で、投票日当日においても収容されている者。

3 不在者投票をすることができる期間及び時間

今回執行の仙台市長選挙は、令和7年7月20日(日)に告示し、令和7年8月3日(日)を投票日、仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）は令和7年7月25日(金)に告示し、令和7年8月3日(日)を投票日とすることと決定しました。

なお、仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）については、太白区の選挙人名簿に登録されている方のみ、投票することができます。

不在者投票のできる期間について、仙台市長選挙は告示日の翌日（7月21日(月)）から投票日の前日（8月2日(土)）までの13日間、仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）は告示日の翌日（7月26日(土)）から投票日の前日（8月2日(土)）までの8日間となります。時間は、毎日午前8時30分から午後5時までです。

なお、今回の仙台市長選挙及び仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）では、

選挙期日の前日（８月２日（土））までに退院（所）することが確実な者は、施設においての不在者投票をすることはできません。また、請求後に不在者投票を行わずに退院（所）された者については、投票用紙を返還しなければ、投票所で投票することができません。

4 不在者投票管理者

- (1) 不在者投票は、不在者投票管理者の下において実施されますが、不在者投票管理者となる者は、指定病院にあってはその病院長、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、刑事施設等及び少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院にあっては、その施設の長です。ただし、指定病院の病院長、指定老人ホームの長、指定身体障害者支援施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることはできません。

こうした場合や指定病院の病院長、指定老人ホームの長等に事故があり、又は欠けた場合には、指定病院にあっては病院長の職務を代理すべき医師若しくは歯科医師、指定老人ホーム、指定身体障害者支援施設、刑事施設等及び少年院、少年鑑別所並びに婦人補導院にあっては、施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

- (2) 不在者投票管理者の主な事務

- ① 不在者投票に関する一切の手続きについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般について管理執行すること。
 - ア 選挙人の依頼により選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を文書で請求すること。
 - イ 選挙人に代わって交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を直ちに選挙人に交付すること。
 - ウ 選挙人が投票する際に投票用紙及び不在者投票用封筒を点検すること。
(選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合にあっては、更に不在者投票証明書
の点検も必要)
 - エ 立会人を選任し、不在者投票に立ち会わせること。
 - オ 不在者投票記載所の設備をすること。
 - カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。
 - キ 投票の終わった不在者投票用紙等を送致すること。

- (3) 不在者投票管理者の留意事項

不在者投票の管理執行については、次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、円滑な事務処理ができるように検討しておくこと。

なお、指定病院等においては、選挙人から不在者投票について要望があった場合、速やかに手続を取ること。

また、不在者投票を執行する日を特定し、それ以外の日は選挙人から要望があっても拒否することのないようにすること。

- ② 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、的確に処理すること（疑わしい点については、市又は区の選挙管理委員会に尋ねること）。
- ③ 投票の際に立会人等から候補者の氏名を示唆され、あるいは記載中にのぞかれる等の投票干渉を受けるといふことの生じないように、事務の執行に当たっては、自由・公正・平等の原則を常に意識し、投票の秘密保持に万全を期し、選挙人に不安を抱かせないように配慮すること。
- ④ 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、公職選挙法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の適用があるので、この罰条に触れることのないように注意すること。

5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法

投票用紙及び不在者投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法と指定病院の病院長若しくは施設の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法があります。通常は後者の方法で請求することとなります。

(1) 選挙人が自ら請求する方法

指定病院に入院中の患者若しくは施設に入所中の者が、病院長若しくは施設の長（又はその代理人）に依頼しないで、選挙人自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する区選挙管理委員会の委員長に対して直接、郵便又はオンラインで請求することとなります。

(2) 病院長若しくは施設の長（又はその代理人）が選挙人に代わって請求する方法

病院長若しくは施設の長（又はその代理人）は、病院に入院中の患者若しくは施設に入所中の者から不在者投票をしたい旨の申し立てがあった場合には次の点に留意のうえ、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する区選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙及び不在者投票用封筒の請求をしてください。

① 申し立てがあった者について不在者投票を行う正当な理由があるか確認すること。

② 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求は選挙人から不在者投票請求依頼書（別記第1号様式）を受け取ってからすること。

選挙人から**請求依頼の申し立てがないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求しないこと。**

③ 請求は、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書（別記第2号様式）と不在者投票者内訳（別記第3号様式）によって、直接又は郵便で行ってください。

視覚障害者の選挙人から点字投票をしたい旨の申し出があったときは、不在者投票者内訳（別記第3号様式）の備考欄に「点字」と記入してください。

また、2号様式及び3号様式は、太白区とそれ以外の区で様式が異なっていますので、請求先に応じた様式を使用してください。

- ④ 選挙人が、「選挙人名簿登録証明書」を交付されている船員である場合は、「選挙人名簿登録証明書」の提示が必要となりますので、送付してください。

(3) 請求期間

請求は、投票日の前日（8月2日(土)）までですが、**請求及び投票用紙等の送致に時間を要しますので、早めに請求してください。**

なお、告示日の前（市長選：7月20日(日)、市議補選：7月25日(金)）に請求することもあります。

6 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

上記5の方法で請求があると、区の選挙管理委員会の委員長は次のように処理し、投票用紙等を直接交付又は郵送で送付します。

- (1) 投票用紙等を請求した選挙人が選挙人名簿に登録されているかどうかを確認します。
- (2) 請求書類に不備な点がないかどうかを確認します。
- (3) 不在者投票の適否について判断します。
- (4) 選挙人が選挙人名簿登録証明書を交付されている船員である場合は、選挙人名簿登録証明書に選挙の種類及び期日並びに投票用紙等の交付年月日を記入したうえ返送します。
- (5) 選挙人自ら請求の場合で、指定病院、指定老人ホーム等で投票する旨の申し立てがあり、不在者投票の事由があると認めたときは、不在者投票証明書を発行します。
- (6) 請求書類の審査を終えた後に投票用紙等を交付します。

交付されるものは下表のとおりです。

交付されるもの	仙台市長選挙	仙台市議会議員補欠選挙(太白区選挙区)	備 考
投票用紙（一般投票）	橙色	あさぎ色	
投票用紙（点字投票）	桃色(字色：黒)	桃色(字色：赤)	視覚障害者
不在者投票用外封筒	白色	うぐいす色	
不在者投票用内封筒	白色		
不在者投票証明書	選挙人自ら請求した場合に限り送付します。 不在者投票証明書用封筒に密封されています。		

なお、投票用紙及び不在者投票用封筒を受領したときは、直ちに数量の確認をしてください。

7 投票記載所

不在者投票は、不在者投票管理者の管理する「投票を記載する場所(投票記載所)」において行わなければなりません。

また、不在者投票管理者は、投票記載所においてだれからも選挙人の投票の記載内容を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません。

(18 ページ参照)

なお、投票記載所に候補者の氏名を記載したポスター等の文書図画を掲示することはできませんので注意してください。

この場合、後述するベッドの上で投票する際には、ベッドの置かれている部屋が投票記載所となりますので、その室内にも掲示できません。

8 不在者投票の方法

(1) 不在者投票前の準備

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定の投票用紙であるかどうか、選挙人が不在者投票を請求した本人であるかどうかを確認することが必要です。

② 不在者投票証明書の点検

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒に入れたまま提出させ、その封筒が、開披されていないかどうかを点検しなければなりません。開披されているときには、選挙人が誤って開披したものであるのかどうかにかかわりなく、投票させることはできません。

(2) 不在者投票の手続き

① 選挙人が投票記載所で投票する場合

投票用紙及び不在者投票用封筒（選挙人が自ら請求した場合には、併せて不在者投票証明書の封筒）を不在者投票管理者に提出させ、その点検後に、その管理する投票記載所において、投票用紙に自ら候補者1人の氏名を記載させ、これを不在者投票用内封筒に入れ封をさせ、これを不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、その表面の投票者欄に署名をさせ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させます。

② 選挙権を有する者の立ち会い

投票が行われている場合は（③以下の場合も同様）、選挙権を有する者（日本国籍を有し18歳以上の者）を立ち会わせなければなりません。

立会人が不在で行われた投票は無効となりますので、最低1人の立会人が必要です。この場合、不在者投票管理者及びその補助者又は代理投票及び代理投票の仮投票における補助者が立会人を兼ねることはできません。

なお、立会人については、不正防止等のため、施設の職員等を選任するようにしてください。

また、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者を立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。

※ 注 意

- 1) 不在者投票用内封筒には何も記載させないでください。
- 2) 不在者投票用外封筒表面の選挙人の署名を忘れないでください。なお、選挙人に代わって他の者が選挙人の署名をしてはなりません（代理投票の場合を除く。）。また、署名の下に押印をしたり、不在者投票用封筒を封印したりする必要はありません。
- 3) 点字投票の場合は、不在者投票用外封筒表面に点字で署名させてから、不在者投票用内封筒（記載済の投票用紙を入れ封をしたもの）を入れ、封をするようにしてください。
- 4) 原則として、ベッド上で不在者投票を行うことはできませんが、重病人等で歩行が不可能な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立ち会いがある場合に限りベッド上で投票することができます。

この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

③ 代理投票を希望する者がいる場合

選挙人が心身の故障又は非識字等のため候補者の氏名を書くことができないときは、不在者投票管理者に申し出て、代理投票をすることができます。

代理投票させるときは、立会人の意見を聴いて補助者2人を本人の承諾を得て定め、その1人が投票記載所で選挙人の指示する候補者1人の氏名を投票用紙に記載し、他の1人がこれに立ち会います。

次に、記載した投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をし、これを不在者投票用外封筒に入れて封をしたうえ、その表面の投票者欄に選挙人の氏名を選挙人に代わって記載し直ちに提出させてください。

このとき、外封筒の表面に、代理投票補助者の氏名等余分な記載は一切しないように、厳に注意してください。

なお、補助者については、不正防止等のため、付添人ではなく、施設の職員等を選任するようにしてください。

また、不在者投票管理者が代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

④ 代理投票の仮投票

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができますが、

- ┌ ア 代理投票を拒否された選挙人に不服がある場合
- └ イ 代理投票させることに立会人が異議のある場合

には、代理投票の仮投票をさせることができます。なお、仮投票をさせる場合は、区の選挙管理委員会へご連絡ください。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続きは、代理投票の手続きに加えて、代理投票の補助者2人のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者に、その選挙人の氏名を不在者投票用紙外封筒の表面の投票者欄に記載させるとともに、その左脇に「(代理記載人〇〇〇〇)」と記載し提出させます。

9 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、不在者投票用封筒に入った投票を受け取った場合には、次の順序に従って送致の手続を行ってください。

- (1) 不在者投票用外封筒の表面の投票者欄に選挙人の署名があるかどうかを確認すること。
- (2) 不在者投票用外封筒の裏面には、投票の年月日及び投票場所並びに不在者投票管理者の氏名を記載すること。
- (3) 立会人に、不在者投票用外封筒の裏面の立会人の欄に署名させること。
- (4) 前記の手続きが終わった不在者投票用外封筒、不在者投票証明書（選挙人が自ら請求した場合に限る。）を適当な封筒に入れて封をし、その表面に不在者投票が在中してある旨を明記し、その裏面に記名押印し、直ちにこれを区の選挙管理委員会の委員長に送致又は郵便等をもって送付すること。

※ 注 意

- 1) 不在者投票用外封筒の記載事項は、不在者投票が、いつ、どこで行われたかを確認する重要な事項ですから、記載漏れがないようにしてください。
- 2) 投票年月日及び投票場所並びに不在者投票管理者の記載事項は、ゴム印によって行うことも差し支えありませんが、**選挙人及び立会人の署名は必ず本人が自署しなければなりません。**
- 3) 不在者投票は、不在者投票管理者から選挙人の属する区の選挙管理委員会の委員長を経て、指定投票区の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は無効となりますので、時間的な余裕をもって送付してください。

10 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還

選挙人が、不在者投票を行う前に退院、退所した場合若しくは他の病院、施設に移った場合、又は死亡した場合等の理由により不在者投票をすることができない者となったときは、投票用紙等を、その交付を受けた区の選挙管理委員会の委員長に返還してください。

11 郵便等による不在者投票

この制度は、選挙人で身体に重度の障害がある者として、郵便等投票証明書を、区の選挙管理委員会の委員長から交付された者が、不在者投票管理者及び立会人のいない自宅その他の現在する場所で投票できる制度です。また、郵便等による不在者投票制度の対象者であって、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として、法令に定める一定の要件に該当する選挙人は、あらかじめ区の選挙管理委員会の委員長に代理記載の届出をした者に、投票に関する記載をさせることができます。

したがって、不在者投票のできる指定病院、指定老人ホーム等に入院又は入所している選挙人の中には、その選挙人が、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会の委員長から直接本人あてに郵便等によって投票用紙等の送付を受ける人もいます。

このような手続きで投票する選挙人は、ベッド等で1人で投票用紙に記載し、又は代理記載をし、郵便等をもって直接に区の選挙管理委員会の委員長に送付することとなります。

12 選挙運動の制限

不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

13 不在者投票特別経費の請求

- (1) 不在者投票特別経費の額は、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を行った選挙人1人につき1,236円です。

仙台市では、請求を行った後、選挙人が不在者投票を行わず投票用紙及び不在者投票用封筒を返還した場合も不在者投票特別経費をお支払いしています。

- (2) 不在者投票特別経費は、選挙終了後、不在者投票者数を確認し、不在者投票管理者が請求してください。

- (3) 請求書は、不在者投票者内訳（別記第3号様式）の写しを添付のうえ、選挙終了後、速やかに仙台市選挙管理委員会に送付してください。

請求用紙は仙台市所定のもの（別記第4号様式）を用い、受領方法は口座振替でお願いします。

- ① 口座振替は、指定の口座へ仙台市選挙管理課名で振り込みます。

指定する口座は、原則として請求者名義（不在者投票管理者）ですが、請求者以外の口座に振込を希望する場合は、受領に関する委任状（別記第5号様式）が必要です。

※ 注 意

請求書及び口座振替欄の金額は訂正できません。

〔参 考〕

1	別記第1号様式	不在者投票請求依頼書(記載例)	9
2	別記第2号様式	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書(太白区以外)(記載例)	10
3	別記第2号様式	投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書(太白区のみ)(記載例)	11
4	別記第3号様式	不在者投票者内訳(太白区以外)(記載例)	12
5	別記第3号様式	不在者投票者内訳(太白区のみ)(記載例)	13
6	不在者投票用封筒(外封筒・内封筒)		14
7	不在者投票用封筒外封筒(記載例)		15
8	投票記載所(例)		18
9	別記第4号様式	不在者投票特別経費の請求書(記載例)	19
10	別記第5号様式	受領に関する委任状(記載例)	20

※第2・3号様式は太白区とその他の区で様式が異なります。その他の様式は、共通の様式です。

別記第 1 号様式

不在者投票請求依頼書

私は、令和 7 年 8 月 3 日執行の仙台市長選挙及び仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）の不在者投票を行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

不在者投票管理者 様

令和 7 年 7 月 22 日

選挙人名簿に記載
されている住所

仙台市 宮城野 区 五輪二丁目 12 番 35 号

ふ り が な
氏 名

みやぎ じろう
宮城 二郎

生 年 月 日 明・大・昭・平 22 年 2 月 22 日

備 考

- (注) 1 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求を依頼できる選挙人は、依頼する病院又は施設に依頼日現在入院（所）中で、かつ、当該選挙の日以後まで引き続き入院（所）の予定の人だけです。
- 2 点字によって投票する人は、備考欄に「点字」の記載をしてください。
- 3 仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）については、太白区の選挙人名簿に登録されている人のみ投票ができますが、対象の選挙のうち、希望しない選挙がある場合は、上記依頼文中の選挙名を取消線で削除してください。

別記第2号様式（太白区以外）

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書

別紙の選挙人 5 名は、令和7年8月3日執行の仙台市長選挙の当日、（当病院に入院加療中） 当老人ホームに入所中・当施設に入所中] のため、（当病院・
当老人ホーム・当施設] において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条
第4項（第51条第2項において準用される場合を含む）の規定による依頼があった
ので、別紙の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 7 月 23 日

仙台市 **宮城野** 区選挙管理委員会委員長 あて

[病院，老人ホーム，施設等の]

〒 980-0802

所在地 仙台市青葉区二日町4番3号

名 称 仙台会 運営病院

長の氏名：

仙台会 運営病院 病院長

（または長の代理人

たる者の氏名）

青葉 一美

※署名又は記名押印

担当者名：

庶務課 太白 三郎

電話番号：

022 - 214 - 2023

内線 555

別記第2号様式（太白区のみ）

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求書

別紙の選挙人 3 名は、令和7年8月3日執行の仙台市長選挙及び仙台市議会議員補欠選挙（太白区選挙区）の当日、〔当病院に入院加療中・当老人ホームに入所中・当施設に入所中〕 のため、〔当病院・当老人ホーム・当施設〕 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項（第51条第2項において準用される場合を含む）の規定による依頼があったので、別紙の選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和 7 年 7 月 23 日

仙台市太白区選挙管理委員会委員長 あて

〔病院，老人ホーム，施設等の〕

〒 980-0802

所在地 仙台市青葉区二日町4番3号

名 称 仙台会 運営病院

長の氏名： 仙台会 運営病院 病院長

（または長の代理人

たる者の氏名）

青葉 一美

※署名又は記名押印

担当者名：

庶務課 太白 三郎

電話番号：

022 - 214 - 2023

内線 555

別記第3号様式（太白区以外）

※ 別記第2号様式の添付書類です。別記第1号様式により不在者投票の請求を依頼した選挙人について、記入してください。

不在者投票者内訳

選挙人名簿に登録されている住所	選挙人氏名	生年月日	性別	備考
仙台市宮城野区高砂1-24-9	青景 茂	明・大・昭・平 11年 1月 11日	男 女	
仙台市宮城野区五輪2-12-35	宮城 二郎	明・大・昭・平 22年 2月 22日	男 女	
仙台市宮城野区岩切字 三所南88-2	若林 春美	明・大・昭・平 33年 3月 3日	男 女	
仙台市宮城野区平成1-3-27	太白 秋子	明・大・昭・平 44年 4月 4日	男 女	
仙台市宮城野区幸町3-13-13	泉 大吾	明・大・昭・平 55年 5月 5日	男 女	点字
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	

注意！！ この様式は
不在者投票特別経費の請求書(別記第4号様式)
に添付する必要がありますので、
必ずコピーを取っておいてください。

点字投票の場合は、「点字」と記入してください。

別記第3号様式（太白区のみ）

※ 別記第2号様式の添付書類です。別記第1号様式により不在者投票の請求を依頼した選挙人について、記入してください。

不在者投票者内訳

選挙人名簿に登録されている住所	選挙人氏名	生年月日	性別	請求する選挙	備考
仙台市太白区長町5-3-2	太白 三郎	明・大・昭・平 19年 9月 9日	男 女	市長選 市議補選	
仙台市太白区山田北前町15-1	秋保 四郎	明・大・昭・平 18年 8月 8日	男 女	市長選 市議補選	
仙台市太白区南大野田29-1	宮城野 五郎	明・大・昭・平 17年 7月 7日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
請求しない選挙がある場合は、 取消線で削除してください。					
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	

注意！！ この様式は

不在者投票特別経費の請求書(別記第4号様式)
に添付する必要がありますので、

必ずコピーを取っておいてください。

		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	
		明・大・昭・平 年 月 日	男 女	市長選 市議補選	

不在者投票用封筒

(表)

外封筒

(裏)

令和7年8月3日執行
仙台市長選挙

不在者投票

(外封筒)

仙台市長選挙
 選挙管理委員会

注意
投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票者

投票区	簿冊番号	頁	番 号
備考			男 ・ 女

投票年月日
令和 年 月 日

投票場所
不在者投票管理者

立会人

※仙台市長選挙用の外封筒：白色

仙台市議会議員補欠選挙(太白区選挙区)用の外封筒：うぐいす色

(表)

内封筒

(裏)

(内封筒)

注意
この封筒には、何も記載しないでください。
この封筒に記載ずみの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封をしてください。

※内封筒は仙台市長選挙，仙台市議会議員補欠選挙(太白区選挙区)共に白色です。

外封筒記載例①：選挙人自らが投票した場合

○選挙人 …………… 青葉 茂
○不在者投票管理者 …………… 若林 一郎
○投票立会人 …………… 仙台 五郎

(表)

令和7年8月3日執行
仙台市長選挙
不在者投票
(外封筒)

仙台市選挙管理委員会印

注意
投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票者
青葉 茂

投票区	簿冊番号	頁	番号
備考			男・女

(裏)

投票年月日
令和7年7月27日

投票場所
仙台会 選挙病院

不在者投票管理者
若林 一郎

立会人
仙台 五郎

投票後、投票立会人が必ず
署名（自書）します。

選挙人に必ず署名（自書）
させてください。

投票後、不在者投票管理者
が記載します。
(ゴム印でも可です。)

外封筒記載例②：代理投票の場合

○選挙人	青葉	茂
○不在者投票管理者	若林	一郎
○投票立会人	仙台	五郎
○代理記載人	秋保	滝夫

(表)

令和7年8月3日執行
仙台市長選挙

不在者投票

(外封筒)

仙台市長選挙
管理委員会之印

注意
投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票者

青葉 茂

投票区	簿冊番号	頁	番号
備考			男・女

(裏)

不在者投票管理者

投票場所

投票年月日

立会人

仙台 五郎

令和7年7月27日

仙台会 選挙病院

若林 一郎

投票後、投票立会人が**必ず**
署名（自書）します。

代理記載人が選挙人に代
わって選挙人の氏名を必ず
署名（自書）してください。

投票後、不在者投票管理者
が記載します。
(ゴム印でも可です。)

外封筒記載例③：代理投票の仮投票の場合

※ 仮投票をさせる場合は、区の選挙管理委員会へご連絡ください。

○選挙人	青葉 茂
○不在者投票管理者	若林 一郎
○投票立会人	仙台 五郎
○代理記載人	秋保 滝夫

(表)

(裏)

令和7年8月3日執行
仙台市長選挙

不在者投票

(外封筒)

仙台市選挙管理委員会印

注意
投票者
代理記載人
青葉 茂
秋保 滝夫
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区	簿冊番号	頁	番号
備考		男	女

投票年月日
令和7年7月27日

投票場所
仙台会 選挙病院

不在者投票管理者
若林 一郎

立会人
仙台 五郎

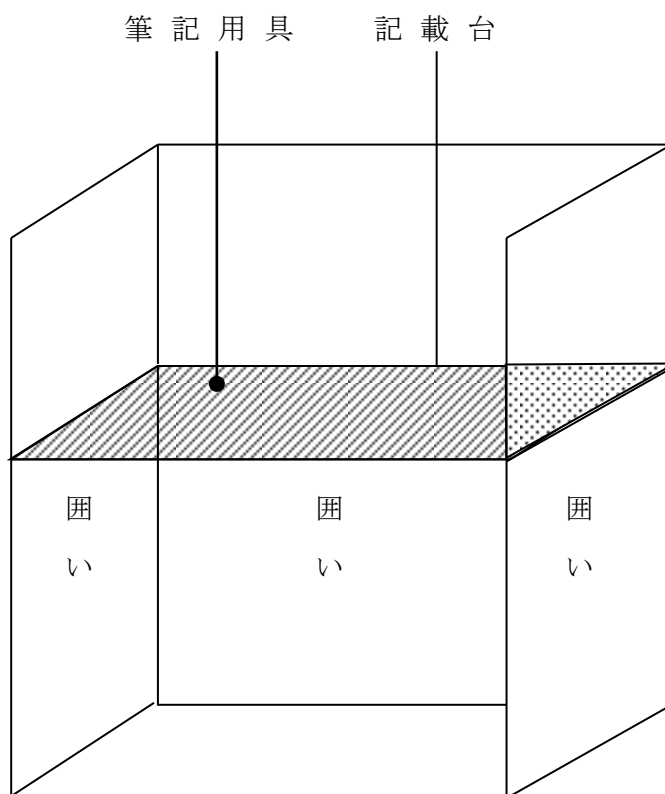
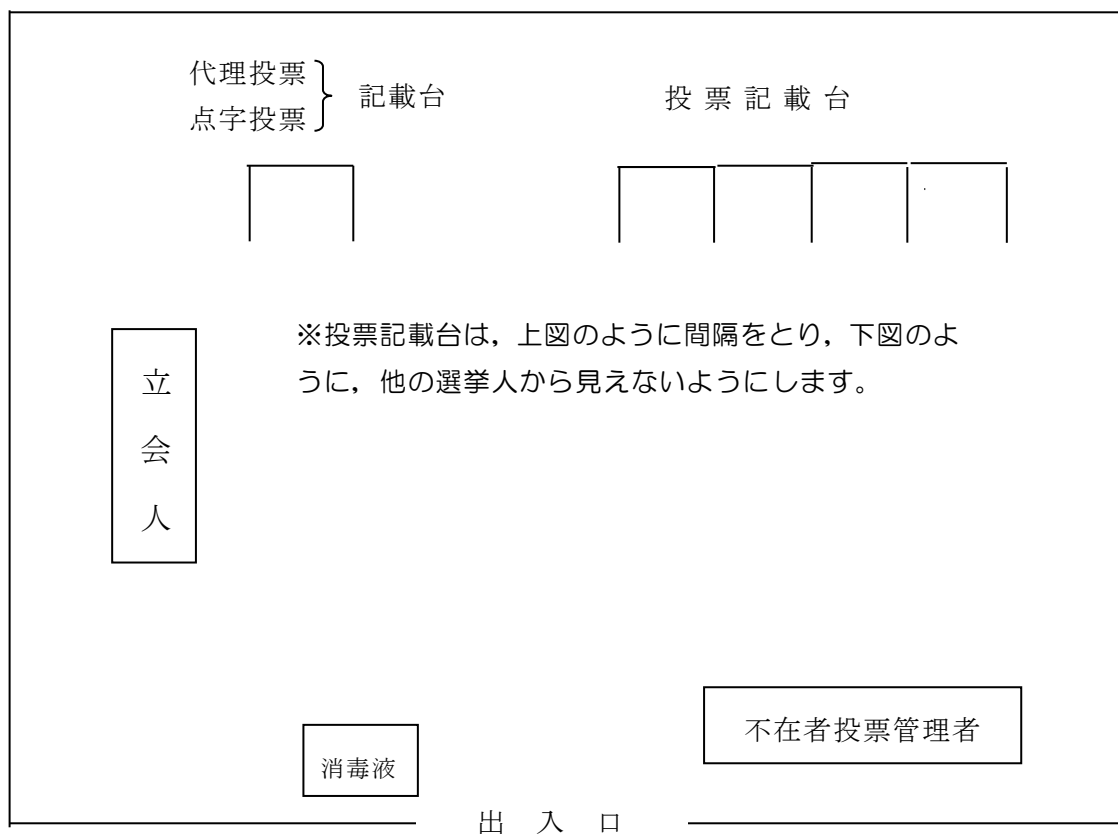
投票後、投票立会人が必ず署名（自書）します。

代理記載人が選挙人に代わって選挙人の氏名を必ず署名（自書）してください。

代理記載人が署名（自書）してください。
通常の代理投票の場合、代理記載人の署名は必要ありません。

投票後、不在者投票管理者が記載します。
(ゴム印でも可です。)

投票記載所（例）



金 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
							¥	1	8	5	4	0

ただし、不在者投票特別経費 として（内訳のとおり）

受取人が請求者と違う場合、「受領に関する委任状」第5号様式を添付してください。

別記第5号様式

受領に関する委任状

請求者 甲 **仙台会 運営病院 病院長 青景 一美** は、

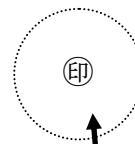
令和7年8月3日執行の仙台市長選挙及び仙台市議会議員補欠選挙

(太白区選挙区)における不在者投票特別経費の受領を

仙台会 運営病院
乙 **事務局長 宮城太郎** に委任します。

令和 年 月 日

住 所 **仙台市青葉区二日町4番3**
甲 施 設 名 **仙台会 運営病院**
代表者氏名 **病院長 青景 一美**



※代表者氏名はパソコン等で作成する場合でも本人が自署してください。

自署以外の場合は必ず押印してください。

住 所 **仙台市青葉区二日町4番3**
乙
氏 名 **仙台会 運営病院**
事務局長 宮城太郎

※ 注意

乙（受任者）の法人等の名称と請求書記載の口座名義が一致していない場合、確認に時間を要し支給が遅れることがあります。

仙 台 市 ・ 区 選 挙 管 理 委 員 会 所 在 地 一 覧

区 分	所 在 地	電 話 番 号
仙 台 市 選挙管理委員会	〒980-8671 仙台市青葉区二日町4番3号	2 1 4 - 2 0 2 3 (直通)
仙 台 市 青 葉 区 選挙管理委員会	〒980-8701 仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	2 2 5 - 7 2 1 1 (内) 6112
仙 台 市 宮 城 野 区 選挙管理委員会	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	2 9 1 - 2 1 1 1 (内) 6113・6125
仙 台 市 若 林 区 選挙管理委員会	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3番地の1	2 8 2 - 1 1 1 1 (内) 6114
仙 台 市 太 白 区 選挙管理委員会	〒982-8601 仙台市太白区長町南三丁目1番15号	2 4 7 - 1 1 1 1 (内) 6113・6114
仙 台 市 泉 区 選挙管理委員会	〒981-3189 仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	3 7 2 - 3 1 1 1 (内) 6114・6123